

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年6月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：東南アジア地域大気 PM_{2.5} の予防・軽減のためのメコン地域諸国における協力のあり方に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：東南アジア地域大気 PM_{2.5} の予防・軽減のためのメコン地域諸国における協力のあり方に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00271

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026年6月10日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：東南アジア地域大気 PM_{2.5} の予防・軽減のためのメコン地域諸国における協力のあり方に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年8月～2027年2月
先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ第1チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目 | 日程 |
|-----|-------------|--------------------|
| 1 | 資料ダウンロード期限 | 2026年 6月 16日 まで |
| 2 | 入札説明書に対する質問 | 2026年 6月 17日 12時まで |

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| 3 | 質問への回答 | 2026年 6月 22日まで |
| 4 | 入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出 | 2026年 6月 26日 12時まで |
| 5 | 技術提案書の審査結果の連絡 | 入札執行の日時の2営業日前まで |
| 6 | 入札執行の日時（入札会） | 2026年 7月 9日 10時 |
| 7 | 技術評価説明の申込（落札者を除く） | 入札会の日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。 |

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/5cmy6jNuMd>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

（2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照して

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

メコン地域諸国の大気汚染は、特に乾季（11～4月）に悪化するPM_{2.5}による煙霧が特徴で、主因は農業の野焼き・森林火災に加え、都市部の排ガスや工業活動などが複合的に作用しているとされている。

JICAはPM_{2.5}による大気汚染が深刻化しているタイにおいて技術協力プロジェクト「持続的なPM_{2.5}予防・軽減のための大気管理プロジェクト」（2022～2025年、以下「先行プロジェクト」という。）を実施し、バンコク首都圏（BMR）を対象として、効果的な大気質管理のための科学的根拠に基づく政策および対策の策定に係る能力強化に取り組んだ。先行プロジェクトにおいては、発生源インベントリの改善、PM_{2.5}のシミュレーション、汚染構造解析等を通じて、タイ国内のみならずカンボジアやラオスといった周辺国との間での越境汚染の影響が明らかになり、産業、エネルギー、運輸、農業、林業、海運部門を横断する包括的な取組みが、BMRにとどまらず、全国レベル、さらには越境レベルでも必要であることが分かった。

先行プロジェクトにおいては、大気質管理、特にPM汚染予防及び軽減に係る政策・施策に関する知識及び経験をメコン地域諸国へ普及することを目的として、2025年5月にカンボジア、ラオス、ベトナム等の政府職員をタイへ招聘し、「メコン地域諸国におけるPM_{2.5}汚染防止及び軽減施策の持続可能な管理に関するセミナー」（以下「メコンセミナー」という。）を開催した。メコンセミナーでは各国からの発表やグループディスカッションを通して、各国における大気汚染防止に係る法制度執行能力に課題があることや、メコン地域単位の大規模な大気質管理における中央政府及び国際機関からの制度面・技術面での取組みが重要であること、PM_{2.5}は越境的な課題でありメコン地域諸国間での持続的な協力を通じて地域大気質管理を共同で推進していく必要があること等が共有された。また、先行プロジェクトでは、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の気象静止衛星ひまわりが10分間隔で野焼き観測データを取得できる特性を生かし、簡便に操作可能な野焼きモニタリングデータ分析ツールの開発・設計を行っており、メコンセミナーに参加した各国からは、同ツールの導入に向けた関心が示された。

以上のとおり、メコン地域における大気質汚染の予防・軽減に向けては、メコン地域諸国間での連携した取組みが必要であることを踏まえ、本調査では、各国におけるPM_{2.5}による大気汚染の現状、モニタリング体制、大気汚染対策に係る計画策定及び実行状況等に関する課題やニーズを把握し、域内諸国における適切な対策及び国別・域内協力の在り方を検討する。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、メコン地域諸国におけるPM_{2.5}による大気汚染の現状、モニタリング体制、大気汚染対策に係る計画策定及び実行状況等に関する課題やニーズを把握した上で、JICA グローバル・アジェンダ（環境管理）クラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」（以下「JICA 環境質改善クラスター戦略」という。）に照らし合わせ、今後の支援対象国や支援方針、各国およびメコン地域内の協力内容の提案を行うことを目的とする。

本調査は、調査の目的を達成するために、第3条「調査実施の留意事項」に十分に配慮しながら、第4条「調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、第5条「報告書等」に示された報告書を作成し、発注者に対して説明・協議の上、提出する。

第3条 調査実施の留意事項

（1）タイ国における新規技術協力プロジェクト

先行プロジェクトの後継技術協力プロジェクトとして、タイ国「産業の環境負荷低減のための大気汚染物質と温室効果ガス削減プロジェクト」の開始を予定している。同プロジェクトの詳細計画策定調査を2026年6月下旬～7月中旬にかけて実施予定である。発注者から提供する本調査の成果を、必要に応じて同プロジェクトの活動にも反映する。

（2）実施中および既往のJICA協力との相乗効果

JICAが実施中および過去に実施した協力及び調査についても情報収集・整理・教訓の抽出を行い、メコン地域諸国・地域全体における大気PM_{2.5}予防軽減の効果的な対策及び協力のあり方について検討・提案する。特に現在実施中の下記の協力については、必要に応じてJICAプロジェクト関係者へのヒアリングを実施し連携を図る。

- ・ ベトナム国「食と環境の安全・安心を実現するハイテク簡易オペレーション分析デバイスの開発と人材育成」（科学技術協力）
- ・ カンボジア国「カンボジアにおける大気汚染リスク管理プラットフォームの構築」（科学技術協力）

（3）他の援助機関による支援との相乗効果

メコン地域では、アジア開発銀行（ADB）、フランス開発庁（AFD）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、日本環境省等をはじめ、複数の援助機関が大気質管理の支援を実施している。他の援助機関による同地域への支援内容等や域内での既存の協力体制等についても情報収集・整理を行い、支援対象国・地域の選定、個別の国に対する具体的な支援内容の検討、地域全体に対する支援のあり方の検討において活用するとともに、協働の可能性についても検討する。

（４）コベネフィット

調査結果を踏まえて今後の支援方針等を提案する際には、大気汚染の予防・軽減にかかる効果に加えて、温室効果ガス（短寿命気候汚染物質を含む、以下同じ）の削減等とのコベネフィットの実現に留意する。

（５）現地調査対象国

現地調査対象国は、第４条（１）の調査対象国であるカンボジア、ラオス、ベトナムのうち最大２か国を選定する。

（６）セミナーの実施

本調査の一環で実施するセミナーは、先行プロジェクトの実施期間中に開催したメコンセミナーとの連続性に留意して企画・実施する。先行プロジェクトでは、2025年５月にバンコクにおいてメコンセミナーを実施したが、本調査の一環で開催するセミナーの開催場所は現時点で未定であり、調査期間中に発注者と協議の上決定する。

また、セミナーには、メコン諸国各国の大気汚染に関する行政官（政策立案・施策実施の担当者）計15名程度を招聘することを想定しているが³、調査期間中に発注者と協議の上決定する。

第４条 調査の内容

（１）メコン諸国でのPM_{2.5}による大気汚染の現状、課題、ニーズの把握等

カンボジア、ラオス、ベトナムを対象として次の調査、提案を実施する。この調査の実施においては、「全世界大気環境管理セクター情報収集・確認調査」の報告書をはじめ既存の資料・報告書も活用する。

- ① 大気汚染対策に係る以下の項目について情報収集・整理する。【机上調査】
 - 法体系、基本法、個別法、地方レベル条例
 - 環境基準
 - 大気汚染物質排出削減に関わる施策および規制基準（大気汚染物質排出基準、燃料基準、施設基準、燃焼施設登録制度、車検制度、環境税・課徴金等）、市民への暴露を低減するための施策

³ 参加者の旅費を含めた、セミナーの開催に係る費用は本調査の予算より支払うこととする。

- 大気管理政策（基本方針、基本政策）、大気質管理計画、大気測定計画、気候変動対策との連携状況
- 大気環境管理に係るガイドライン、マニュアル
- 大気環境管理に携わる中央/主要都市（必要に応じて地方都市）の行政組織（所掌内容、体制図、人数、予算等）
- 大気環境改善のための関連する省庁間の連携や調整メカニズム
- 大気環境モニタリング体制（大気環境測定局、自動車排出ガス測定局、環境分析ラボ等の基礎インフラ含む）、モニタリングの現況（モニタリングデータ、情報公開、大気汚染関連の施策への活用状況）
- 発生源（工場・事業場）の監視体制（届け出制度、監視・改善命令・指導などの権限、事業者の損害賠償責任制度）
- 当該国/都市における主要産業界の取り組み状況大気汚染対策のツールの整備状況（発生源寄与解析のツール、排出インベントリ、拡散シミュレーションモデル、PMの成分分析・リセプターモデル等）
- 大気汚染物質の発生源（特に野焼きの発生状況）

② 大気環境データによる経年での汚染レベルを調査する。【机上調査】

各国の既存公開情報等を基に、以下の項目に係る汚染レベル及び経年変化について、可能な限り過去10年程度に遡り情報収集・整理を行う。

- PM（PM_{2.5}、PM₁₀、総浮遊粒子状物質（TSP））
- O₃
- NO₂
- SO₂
- CO
- 有害物質等その他項目（データがある場合）

③ 調査結果を踏まえ、今後の協力ポテンシャルが高いと想定される現地調査対象国（最大2か国）を提案する。その際、当該国が「JICA環境質改善クラスター戦略」のシナリオの三段階のうち、どの段階に位置するかについても検討する。

(2) 現地調査の実施

- ① (1) ③にて選定された現地調査対象国（最大2か国）について、(1) ① ②の調査結果及び「JICA環境質改善クラスター戦略」を踏まえ、各国への協力内容の検討を行う。
- ② 現地調査対象国において現地調査を行う。各国1~2回の調査を計画し、必要に応じて事前にオンラインで調査の概要説明を行い、1回目の調査で各国に対して調査の情報収集と協力内容の提案・協議を行い、2回目で追加の情報収集と協力内容に係る更なる協議を行う。現地調査では協力内容案を提案し、対

象国の大気質管理に係る政策・計画等の取り組み状況及びニーズとの整合性を踏まえ、協力内容の実現可能性・有効性を検討する。

(3) メコン諸国における協力内容の最終化及びメコン地域における適切な対策、協力内容についての提案

- ① 上記を踏まえ、調査対象国（現地調査を実施しない国も含む）に対する今後の支援方針及び技術協力プロジェクトでの協力内容の提案を行う。また、個別の国に対する協力に加えて、メコン地域全体に対する協力内容の提案も行う。その際、大気汚染の予防・軽減に加え、温室効果ガス削減等とのコベネフィットの実現に留意するとともに、他の援助機関の事例に基づく効果的な支援アプローチ・方法、過去の教訓等を抽出し、発注者に説明・協議を行い、実現性の高い協力内容の取りまとめを行う。
- ② カンボジア、ラオス、ベトナム等のメコン諸国の国毎にカスタマイズした野焼きモニタリングデータ分析ツールを、先行プロジェクトにおいてタイ向けに開発した気象静止衛星ひまわりのデータを用いたツールを活用して開発・設計⁴する。
- ③ (1) で把握した各国の大気環境モニタリング体制等を踏まえ、従来の地上モニタリングに GOSAT（温室効果ガス観測技術衛星）等の衛星データ及びローコストセンサー（LCS）モニタリングデータを加えたハイブリット型の大気環境観測の在り方・体制等について検討する。

(4) メコン諸国の関係者が参加し、各国の知見や事例を共有するためのセミナーの企画・実施

各国の知見や事例を共有し、各国の大気汚染防止に係る法執行能力強化に資するセミナーを企画・実施する。セミナーの実施にあたっては、先行プロジェクトにおいてタイで実施したメコンセミナーとの連続性にも留意するとともに、(3) ②で開発・設計した野焼きモニタリング分析ツールの各国での活用を目指し、ツールの有効な使い方等についての知見も共有する。

第5条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

⁴ 気象衛星データひまわりのデータ利用に係る費用は発生しません。

| 報告書名 | 提出時期 | 言語・形態 |
|------------------------|---------------|-------------------------------------|
| 業務進捗報告書 | 2026年9月下旬 | 和文：PDF データ |
| ファイナルレポート (業務完了報告書) | 2027年2月26日(金) | 和文：PDF データ 英文：PDF データ CD-R：3枚 |

なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定する。

要約

調査の概要

- 1-1 調査の背景・目的
- 1-2 調査方法（基本方針、調査工程、要員計画（実績））

調査結果

- 2-1 メコン諸国での PM_{2.5}による大気汚染の現状、課題、ニーズ
- 2-2 現地調査対象国の選定
- 2-3 現地調査結果

協力内容の提案等

- 3-1 調査対象国への今後の支援方針
- 3-2 域内での協力の在り方・体制等
- 3-3 野焼きモニタリングツールの開発・設計
- 3-4 ハイブリット型大気環境観測の在り方・体制等

セミナーの開催概要

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

| No. | 提案を求める項目 | 特記仕様書案での該当条項 |
|-----|---|--|
| 1 | 他の援助機関や JICA で実施中の他事業との連携方針 | 第3条 調査実施の留意事項 (1) タイ国における新規技術協力プロジェクト (2) 実施中および既往のJICA協力との相乗効果 (3) 他の援助機関による支援との相乗効果 |
| 2 | メコン諸国における大気汚染の現状、課題、ニーズの把握及び現地調査の具体的な方法 | 第4条 調査の内容 (1) メコン諸国での PM _{2.5} による大気汚染の現状、課題、ニーズの把握等 ①、② (2) 現地調査の実施 |
| 3 | 調査結果を踏まえて今後の協力ポテンシャルが高い国を提案する際の評価基準等の考え方 | 第4条 調査の内容 (1) メコン諸国での PM _{2.5} による大気汚染の現状、課題、ニーズの把握等 ③ |
| 4 | メコン諸国の関係者が参加するセミナーのテーマ、対象人数及び対象機関、研修実施国（地域） | 第4条 調査の内容 (4) メコン諸国の関係者が参加し、各国の知見や事例を共有するためのセミナーの企画・実施 |

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 5.76 人月

(現地渡航回数：延べ8回)

業務従事者構成の検討に当たっては、大気汚染管理、衛星データ利活用の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

1) 対象国及び類似地域：東南アジア地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、

業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ なし

2) 公開資料

➤ Final Report, Research Project on “A Study in Urban Air Pollution Improvement in Asia”, Nguyen Thi Kim Oanh, Asian Institute of Technology, October 2017

https://www.jica.go.jp/jica_ri/publication/booksandreports/20171031_01.html

➤ アジアにおける都市大気環境の改善に向けてーバンコク首都圏における微小粒子物質（PM_{2.5}）に関するケーススタディとその政策的含意ー、7 JICA 研究所ポリシーノート No.6、2020年3月

https://www.jica.go.jp/jica_ri/publication/policynotes/policy_note_06.html

➤ 「全世界大気環境管理セクター情報収集・確認調査」業務完了報告書 2022年3月

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000048226.pdf>

➤ 「タイ国持続的な PM_{2.5} 予防・軽減のための大気管理プロジェクト」業務完了報告書 2025年9月、

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000055911.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

| | 便宜供与内容 | |
|---|-------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置 | 無 |
| 2 | 通訳の配置 | 無 |
| 3 | 執務スペース | 無 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等） | 無 |

| | | |
|---|-------------|---|
| 5 | 事務機器（コピー機等） | 無 |
| 6 | Wi-Fi | 無 |

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（1）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

*評価対象とする類似業務：大気汚染管理及び衛星データ利活用に係る各種業務

（2）業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作

業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります (4,804,000円 (税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

| | 対象とする経費 | 該当箇所 | 金額 (税抜き) | 金額に含まれる範囲 | 費用項目 |
|---|------------|---|------------|-----------------------|-------------------------|
| 1 | 旅費 | 第2章 特記仕様書 第3条 調査実施の留意事項 (6) セミナーの実施 第4条 調査の内容 (2) 現地調査の実施 | 2,704,000円 | 航空賃、日当・宿泊料 | 旅費 |
| 2 | メコンセミナー開催費 | 第2章 特記仕様書 第3条 調査実施の留意事項 (5) 現地調査対象国 (6) セミナーの実施 第4条 調査の内容 (4) メコン諸国の関係者が参加し、各国の知見や事例を共有するためのセミナーの企画・実施 | 2,100,000円 | 参加者の出張旅費 (交通費、日当・宿泊費) | 一般業務費 セミナー等 実施関連費 |

(4) ランプサム (一括確定額請負) 型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてラ

ンプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

| 評価項目 | 配点 |
|---------------------------------|-------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10) |
| (1) 類似業務の経験 | 6 |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | (4) |
| ア) 各種支援体制 (本邦/現地) | 3 |
| イ) ワークライフバランス認定 | 1 |
| 2. 業務の実施方針等 | (70) |
| (1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法 | 65 |
| (2) 作業計画等 | (5) |
| ア) 要員計画 | - |
| イ) 作業計画 | 5 |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (20) |
| (1) 業務主任者の経験・能力 | (20) |
| 1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u> | (20) |
| ア) 類似業務等の経験 | 10 |
| イ) 業務主任者等としての経験 | 4 |
| ウ) 語学力 | 4 |
| エ) その他学位、資格等 | 2 |